第百七十八条第二項中「第百五十三条、第百五十九条から第百六十一条まで、第百六十六条、第百六十七条」を「第百五十三条から前条まで」に改める。

第七章第三節第八款中第百七十八条の次に次の二条を加える。

（重要な出資のエクスポージャー）

第百七十八条の二　内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤ）に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

２　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤ）に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第百七十八条の三　内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤ）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第百八十六条第二項中「第百五十三条第三項及び第五項」を「第百五十三条第四項及び第六項」に改める。

第百八十八条第二項に次の一号を加える。

三　債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

第百九十二条第二項中「（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）」を削る。

第二百三十八条中「第二条及び第十四条の算式」を「第二条第三号及び第十四条第三号の算式」に改める。

第二百四十七条の見出しを「（千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー）」に改め、同条第一項中「控除項目」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー

第二百四十七条第二項中「自己資本控除とされる額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額」に改める。

第二百四十八条第二項中「第六章第五節」の下に「の規定」を加え、同項第二号ニ中「引き受け」を「引受け」に改める。

第二百四十九条第一項第一号イの表及びロの表並びに第二号の表中「自己資本控除」を「千二百五十」に改め、同条第二項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改め、同条第八項中「すべて」を「全て」に、「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用」に改める。

第二百五十一条第二項中「第六章第五節」の下に「の規定」を、「第百二十二条第二号中」の下に「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が４―３以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が４―２以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、」を加える。

第二百五十四条第五項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百五十六条第一項第一号の表及び第二号の表中「自己資本控除」を「千二百五十」に改め、同条第四項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百五十七条第三項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改め、同条第四項中「前項で自己資本控除」を「前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に、「自己資本控除の額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額」に改める。

第二百六十六条第二項中「を自己資本控除」を「に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二　ＣＶＡリスク

第一節　算出方式

（ＣＶＡリスク相当額の算出）

第二百七十条の二　銀行は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、銀行が債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十九条の四第一項（第百五十七条第五項又は第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出しなければならない。

第二節　標準的リスク測定方式

（標準的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百七十条の三　標準的リスク測定方式を用いて算出するＣＶＡリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(K)に十二・五を乗じて得た額とする。

$$\text{所要自己資本額}(K)=2.33\times h^{0.5}\times\left(\left(\sum_i 0.5\times w_i\times\left(M_i\times EAD_i^{total}-M_i^{hedge}\times B_i\right)-\sum_{ind} w_{ind}\times M_{ind}\times B_{ind}\right)^2+\sum_i 0.75\times w_i^2\times\left(M_i\times EAD_i^{total}-M_i^{hedge}\times B_i\right)^2\right)^{0.5}$$

hは、保有期間（ただし、hの値は一とする。）

w_iは、取引相手方ｉに係る掛目

M_iは、第百五十八条第一項に規定する実効マチュリティであって取引相手方ｉに係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

EAD_i^{total}は、取引相手方ｉに係るネッティング・セットの与信相当額の割引現在価値

M_i^{hedge}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方ｉに係る取引のマチュリティ

B_iは、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方ｉに係る取引の想定元本額の割引現在価値

w_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

M_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチュリティ

B_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値